平成２７年（フ）第２４０号
香川県高松市鬼無町藤井593番地３　レオパレスマンダリアンコート105
債務者　瀬戸　常雄
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２５２号
香川県さぬき市志度4150番地　県営住宅１－408
債務者　池田真由美
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１８号
香川県丸亀市田村町489番地１サーパス田村町501号
債務者　日下　昌則
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２９２号
沖縄県那覇市古波蔵２丁目７番１－403号　県営第２市街地住宅
債務者　具志堅　仁
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２５６号
北海道旭川市東鷹栖３条３丁目2946番地の58
債務者　山下　迅一
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４８７号
静岡県袋井市天神町２丁目２番地の７　パーチェ・アモーレ　103号室、前住所静岡県袋井市旭町１丁目２番地の７
債務者　大場　利弥
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４８８号
静岡県浜松市西区舞阪町浜田367番地
債務者　髙柳　里香
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
岡山県玉野市田井５丁目39番２号
債務者　藤原　　佳
1　決定年月日時　平成27年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５５号
大分県中津市本耶馬渓町跡田622番地１、住民票上の住所大分県中津市本耶馬渓町跡田10番地１
債務者　村田　和彦（旧姓帆苅）
1　決定年月日時　平成27年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年２月18日午後１時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第１２５１号
横浜市港北区篠原西町14番27号　一千荘７号室
債務者　大川戸昭子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２５２号
横浜市港北区篠原西町14番27号　一千荘７号室
債務者　大川戸直美（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９０２号
横浜市南区大岡１丁目35番15号　コスモハイツ102
債務者　吉成　国男
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１２号
北海道白糠郡白糠町西１条南３丁目３番地17
債務者　村田　麻衣
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月25日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第８９９号
東京都八王子市楢原町971番地養護老人ホーム楢の里
債務者　姫野　孝子
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第８３５号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡７－1003
債務者　水田　文典
1　決定年月日時　平成27年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年１月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部